

この試験は、民間企業等で培った経験を活かし、鳥取県職員として力を発揮してみたいかた等を募集するものです。鳥取県へのIJUターンを検討されているかた、県内にお住まいのかたなど、お住まいの地域に関わらず受験できます。

鳥取県職員採用試験（令和5年4月採用予定 民間企業等経験者対象） 受 験 案 内

◆鳥取県人事委員会◆ 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎7階
電話(0857)26-7553 FAX(0857)26-8119 インターネット<https://www.pref.tottori.lg.jp/jinji/>

1 受付期間、試験日、試験会場、第1次試験合格者・採用候補者発表日

受付期間	【インターネット】 3月1日（火）午前9時～4月4日（月）午後5時 ◎原則鳥取県の電子申請サービスによる申込みとなります。 ◎申込みが完了すると「申込完了通知メール」が送信されます。期間内に申込が完了しないものは受け付けられませんので、必ず確認してください。 ※申込み手続きは余裕を持って早めに行ってください。 「9 受験申込手続」（4ページ）をご確認ください。 受付期間終了直前はアクセスが集中しシステムの操作がしにくくなったり、システムメンテナンス等により急遽システムが使用できなくなることがありますのでご注意ください。
第1次試験	5月8日（日） ◎開場時刻 8：20 ◎試験開始時刻 8：40 ◎試験終了予定時刻 12：50 [試験会場] 鳥取会場：鳥取県庁（鳥取市東町一丁目220） 米子会場：米子コンベンションセンター（米子市末広町294） 東京会場：A P新橋（東京都港区新橋1-12-9） 大阪会場：JEC日本研修センター心齋橋（大阪市中央区南船場1-18-11）
第1次試験合格者発表日	5月19日（木）午後2時（予定）
第2次試験	6月11日（土）・12日（日）（予定） ◎試験は上記期間のうち指定する1日で、日時は第1次試験合格者に通知します。 [試験会場] 鳥取県庁（鳥取市東町一丁目220）
採用候補者発表日	6月下旬（予定）

◆試験の日程、内容等は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがあります。
◆試験に関する変更等については人事委員会ホームページでお知らせしますのでご確認ください。

人事委員会 HP はこちらから



今回から、コースが1つになり、受験いただきやすくなりました。
第1次試験は一般的な基礎能力試験を使用。特別な公務員試験対策は必要ありません。
試験日程は5～6月、最終合格は6月下旬発表予定です。

2 募集職種、採用予定者数、職務内容、主な配属先

職 種	採用予定者数	職 務 内 容	主な配属先
事務（民間企業等経験者対象）	8名程度	各種施策の企画立案と実施、申請に対する許認可、予算の編成・執行、経理、庶務等の事務全般のほか、税の徴収、用地買収の交渉等	本庁、総合事務所、教育委員会事務局、県立学校、公立小中学校等（※警察本部以外の全ての部局）

- (注) 1 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。
 2 試験の結果によっては、採用予定者数を増減する場合又は第1次試験合格者なし若しくは採用候補者なしとする場合もあります。

3 受験資格

(1) 年齢

昭和38年（1963年）4月2日以降に生まれた人

(2) 経験要件

民間企業等（公的団体を含む。）における職務経験を通算して5年以上有している人

- ①「職務経験」は、平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に、社員等として1つの民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業（1週間の労働時間数が通常の労働者の所定労働時間数のおおむね3/4以上の就業）した期間が該当し、職務内容は問いません。
- ②1年以上継続した職務経験が複数ある場合は、それらを通算することができます。
- ③1年未満の職務経験は通算できません。ただし、雇用期間1年未満の雇用契約が更新されることにより、同一の民間企業等（公的団体を含む。）に1年以上継続して就業した場合は、その期間を「1年以上継続して就業した期間」として取り扱います。
- ④上記のいずれにおいても、期間を通算する計算は月単位で行い、月の中で就職又は退職した場合は、その月は全て就業していたものとみなします。

(3) その他

日本国籍を有しない人については、次のいずれかに該当する人又は令和5年3月31日までに該当する見込みの人に限り受験できます。

- ・出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者
 - ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者
- 日本国籍を有しない職員は、従事する業務及び職が制限されます。
 詳しくは、〈参考〉「日本国籍を有しない職員の任用について」（5ページ）をご覧ください。

(4) 欠格要件

地方公務員法第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取県の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
第1次試験	基礎能力試験	[多肢選択式…60分] 公務員として必要な一般的な文章読解、数的処理、論理的思考等の基礎能力、人文・社会、自然に関する一般知識についての筆記試験
	アピールシート	[90分] ①職務経験・技能、成果等、②経験等の県政への活用 の2つのテーマで出題します。（事前提出ではなく、第1次試験当日に試験会場で記入します。具体的な質問事項は、第1次試験当日に提示します。なお、試験時間中に資料等を見ることはできません。） ※アピールシートは、第2次試験の人物試験の参考資料とするとともに、人物試験において記載内容をアピールしていただく予定です。
	適性検査	— 職務遂行等に関する適性についての検査

第2次試験	人物試験	600点	個別面接による人物についての口述試験 民間企業等における経験の有用性等についての口述試験
-------	------	------	---

- (注) 1 適性検査は第1次試験日に実施しますが、評価等は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ判定します。)
- 2 第2次試験は第1次試験合格者に対して行います。
- 3 第2次試験の個別面接は、各人同一日に2回実施します。
- 4 試験種目のうち、いずれかの試験種目を欠席又は棄権した場合は、他の試験種目の受験はできません。
- 5 基礎能力試験の例題は、鳥取県人事委員会のホームページに掲載します。

5 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

- (1) 第1次試験合格者
第1次試験の基礎能力試験とアピールシートの得点を合計した得点の高い順に決定します。
なお、第1次試験の基礎能力試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合はアピールシートの採点は行わず、不合格とします。
また、いずれかの試験種目を受験しなかった場合も不合格とします。
- (2) 採用候補者
第1次試験の基礎能力試験とアピールシートの得点にかかわらず、第2次試験で実施する人物試験の得点の高い順により決定します。
なお、人物試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、人物試験の得点にかかわらず不合格とします。
また、いずれかの試験種目を受験しなかった場合も不合格とします。
- (3) 証明書等
採用候補者発表後、受験資格の確認のため、職歴証明書等(本人以外の第三者が作成したものに限る。)を提出していただきます。必要な職務経験要件を欠いていることが明らかになった場合、又は必要な書類が提出されない場合は採用されません。
なお、申込書等の記載事項に虚偽、錯誤又は脱漏があると、採用されない場合があります。

6 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

第1次試験合格者及び採用候補者の受験番号を鳥取県人事委員会のホームページに掲載し、併せて県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲載するとともに、第1次試験合格者及び採用候補者に通知します。

◆「自己紹介書」及び「経歴調書」の作成準備について

第1次試験合格者には、第1次試験合格通知の際、第2次試験の個別面接に使用する「自己紹介書」及び「経歴調書」の作成を依頼しますが、合格通知から提出期限までの期間が短期間となります。
「自己紹介書」及び「経歴調書」の様式を人事委員会事務局のホームページに掲載していますので、各自ダウンロードのうえ、早めにご準備ください。

7 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

開示の内容は次の表のとおりです。ただし、いずれかの試験において成績が設定された基準に満たなかった場合には順位はありません。

開示対象の試験	開示請求ができる人	開示の内容	開示期間	開示場所
第1次試験	受験者本人 又は代理人	基礎能力試験、アピールシートの得点、合計得点及び順位	第1次試験合格者発表日から1年間	鳥取県人事委員会事務局 (県庁第二庁舎7階)
第2次試験		人物試験の得点及び順位	採用候補者発表日から1年間	

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証等の写真により本人であることが確認できるものを携帯して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので注意してください。

受験者本人が、病気等やむを得ない事情により来庁できない場合は、代理人による開示請求も可能です。手続等の

詳細については、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、**通知を希望する受験者は、第1次試験日当日に84円分の切手を貼った受取先明記の通知用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）〕を持参してください。**試験当日に通知用封筒を持参しなかった場合は、郵送による開示請求はできません。

8 採用方法、給与及び勤務時間等

(1) 採用方法

任命権者が採用候補者のうちから、採用に係る審査等を行った後に採用者を決定します。

(2) 採用時期

採用は、原則として令和5年4月1日の予定ですが、欠員等の状況によっては、それ以前に採用されることもあります。

(3) 採用後の処遇

民間企業等における職務経験の公務への有用性等の内容等によって、役付職員（係長相当職等）として採用される場合があります。

(4) 給与

ア 初任給

※民間企業等における職歴等の経歴に応じて決定されます。

※令和4年4月1日現在における初任給（月額）は次のとおりです。（あくまで仮設条件に基づいて計算した金額であって、個人ごとの事情によって変動します。）

◎大学卒業後、民間企業に8年間の勤務経験のある30歳のかた
月額 231,700円程度

◎大学卒業後、民間企業に18年間の勤務経験のある40歳のかたで係長相当職として採用された場合
月額 302,200円程度

イ 昇給

原則として毎年1回、4月1日に行われます。

ウ 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当などが、それぞれの条件に応じて支給されます。

※令和4年4月1日現在。採用時までには給与改定等があった場合は、それによります。

(5) 勤務時間

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで（うち休憩は正午から午後1時まで）
（勤務公署によって異なる場合あり。業務の状況により時間外勤務あり。）

(6) 勤務場所における受動喫煙防止措置等

敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置の場合あり）

9 受験申込手続

鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>)

し、画面上の注意事項に従って申し込んでください。

受付期間終了後は、申込内容の変更はできません。

* 注意事項

- ・ 受験票作成にプリンタが必要です。お持ちでない場合はコンビニエンスストアのプリントサービス等をご利用いただくか、郵送により申込みをお願いします。
- ・ ご使用の機器や環境によっては、一部対応できない場合があります。

【申込手順】

①パソコン、スマートフォンの環境設定

「pref-tottori@s-kantan.com」からのメールを受信できるように設定してください。

なお、スマートフォン以外の携帯電話からの申込みはできません。

②受験申込み

申込みが完了すると、「申込完了通知メール」、「審査完了通知メール」の電子メールが順次、申込みの際に登録したアドレスに送信されます。申込後直ちに「申込完了通知メール」の電子メールが届かない場合又は申込後2日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）経っても「審査完了通知メール」の電子メールが届かない場合は、鳥取県人事委員会事務局までお問い合わせください。

これらのメールに記載されている整理番号とパスワードは受験票作成の際に必要ですので、メールを削除しないように注意してください。



にアクセス

③受験票の作成 ※4月20日（水）頃に申込みの際に登録したアドレスに電子メールが送信されます。

次の方法により受験票を自分で作成し、試験当日に持参してください。

- ・「受験票作成依頼メール」の電子メールが届いたら、鳥取県の電子申請サービスのトップページ (<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>) にアクセスし、画面上部にある「申込内容照会」をクリックします。
- ・「申込完了通知メール」に記載されている整理番号とパスワードを入力し申込内容を表示させます。
- ・受験票様式（PDFファイル）をダウンロードのうえ印刷します。
- ・印刷した様式から切り取り線に沿って受験票を切り取り、写真を貼ります。

※「受験票作成依頼メール」は、4月20日（水）頃に送信されます。

【電子申請サービスでの申込みができない方】

受取先を明記した封筒〔長形3号（12.0 cm×23.5 cm）〕に84円分の切手を貼って、3月23日（水）まで（必着）に鳥取県人事委員会事務局に受験申込書の請求をしてください。

受験申込書による受験申込みも令和4年4月4日（月）午後5時までに鳥取県人事委員会事務局に到着したものに限り受け付けます。

[受験申込書の請求先]

鳥取県人事委員会事務局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 271 県庁第二庁舎 電話 0857-26-7553・7552

※封筒の表に赤字で「民間申込書請求」と書いてください。

10 受験上の配慮について

- (1) 視覚障がい程度により、拡大文字による試験、解答時間の延長等の措置が講じられる場合があります。
- (2) 身体の障がい等があるため、着席位置の指定、車椅子の使用等、受験の際に何らかの措置を希望される方及び補聴器を使用される方は、あらかじめ申し出てください（事前の申出及び許可が必要です）。
- (3) 上記(1)(2)の措置による受験を希望される方は、準備の都合上、4月4日（月）午後5時までに必ず鳥取県人事委員会事務局に申し出てください。申出の内容や程度を確認の上、対応します。場合によっては、障がいの程度を証明する書類を提出していただくことがあります。

また、内容によっては、試験実施上、配慮できない場合があります。

なお、令和4年4月4日（月）午後5時以降に上記の措置を希望されても認められない場合がありますのでご注意ください。

11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報については、次の目的以外には利用しません。

- ① 採用試験及び採用に関する事務に利用します。
- ② 個人が特定できないように処理した上で、今後の募集活動のための資料として利用します。
- ③ 採用候補者の個人情報は、任命権者（知事・教育委員会等）に提供し、採用に関する事務に利用します。

〈参考〉日本国籍を有しない職員の任用について

- 1 日本国籍を有しない職員は次の業務及び職には就くことができません。

〔代表例〕

(1) 公権力の行使に該当する業務

- ア 許可、認可、免許等処分に関する事務（各種営業許可、開発許可、建築確認等）
- イ 報告の徴収、検査に関する事務（保健医療機関等に関する報告の徴収、立入検査等）
- ウ 県税の賦課決定、徴収、滞納処分に関する事務
- エ 補助金・交付金の交付、貸付金の貸付けの決定に関する事務
- オ 審査請求に対する裁決に関する事務
- カ そのほか、個人、法人、その他の団体の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす事務

(2) 公の意思形成への参画に携わる職

本県行政について、企画、立案及び決定に参画する職とし、本庁課長以上の職、地方機関の長などが該当します。ただし、専ら団体指導の業務に従事する職は除くものとします。

- 2 日本国籍を有しない人で、採用時に就職に制限のない在留の資格を有していない人は、採用されません。

第 1 次 試験 に関する 注意事項

- 1 試験当日は、必ず試験開始時刻までに掲示や係員の指示に従って試験室に入室してください。
- 2 受験の際は受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、よく消える消しゴム）、時計（計時機能だけのものに限ります。試験時間中に携帯電話を時計として使用することは認めません。）を持参してください。
- 3 試験会場は換気のため、原則として窓と出入口の扉を常時開放しますので、室温の高低に対応できるよう服装に注意してください。
- 4 新型コロナウイルス感染防止対策にご協力をお願いします。
当日は、各自不織布マスク（原則として無地のもの（製造者・販売者の表示は可））を正しく着用してください。
- 5 試験会場及び試験会場周辺に駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してお越しください。
- 6 試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、鳥取県人事委員会のホームページ、SNS及びメールマガジン『鳥取県職員採用試験情報』でお知らせしますので、事前に確認の上、試験会場へお越しください。

◆試験の日程、内容等は、新型コロナウイルスの感染状況等により変更することがあります。

◆試験に関する変更等については人事委員会ホームページでお知らせしますのでご確認ください。

人事委員会 HP はこちらから➡



●鳥取県人事委員会からのお知らせ●

★職員採用試験に関する情報や説明会の開催情報を配信しています！

メールマガジン「鳥取県職員採用試験情報」

Facebook Twitter LINE

登録はこちらから➡



★こちらもあわせてご覧ください！



農業土木の仕事
ホームページ



農地・水保全課
Facebook



森林・林業振興局
Facebook



技術企画課
Facebook

<必ずお読みください> 鳥取県職員受験者の皆さまへの重要なお知らせ (R4. 1. 4)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、皆さまに安全に受験いただくため、以下のご協力をお願いします。

試験前

1【感染予防行動、体調管理の徹底】

○**基本的な感染予防対策を徹底してください。**

すき間のない正しいマスク着用、こまめな手洗い・消毒・換気など。

○特に**試験前2週間**は、体調管理を徹底し、**会食など感染リスクの高い行動、県境を越えた移動、不要不急の外出は控えてください。**

○繁華街や人混みをさけるなど、密閉、密集、密接のすべてを徹底的に回避してください。

2【受験にあたって県外から来県(※)される際の注意事項】

○**家庭内での感染対策を徹底してください。**

家族であっても食事の時間や場所を分ける、共用部分(ドアノブ等)を消毒する、タオルや歯磨き粉・食べ物や食器等の共用を避けるなど。

○家庭内での感染予防が難しい場合は、ホテル等の宿泊施設の利用もご検討ください。

○**来県前(3日以内を目途)にPCR検査を受けていただくようお願いします。**

陰性証明書等は不要ですが、検査を受けたことがわかる記録は大切に保管してください。

※県外に行かれた県内在住の受験者が帰県される場合を含みます。

試験当日

1【検温、体調確認】

○試験会場入口で検温を行います。**37. 5度以上の発熱が確認された場合は受験できません。**

○**以下の方は受験を控えてください。**

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方

イ 保健所から「濃厚接触者」として判断され、自宅待機を要請されている方

ウ 以下のいずれかの症状があり新型コロナウイルスの感染が疑われる方

- | | |
|-------------|----------------------|
| ・発熱 | ・軽度であっても咳などの風邪の症状が続く |
| ・強いだるさ(倦怠感) | ・息苦しさ(呼吸困難) |

2【マスクの着用】

○**不織布マスクの着用**をお願いします。(鼻と口を覆い、顔との間にすき間がないようにしっかりと着用してください。)

3【手指の消毒】

○試験会場に消毒液を設置しますので、こまめに手指消毒を行ってください。

○携帯用手指消毒液の持参は可能です。ただし、試験時間中は鞆等にしまってください。

4【換気】

○試験会場は換気のため、原則として窓と出入口の扉を常時開放します。

室温の高低に対応できるよう服装に注意してください。

5【会話】

○**会話(声を発すること)は慎んでください。**

○**昼食は持参**し、試験会場の自席でとり、**食事中は会話をしない**よう特に注意してください(昼食が必要な試験の場合)。

このお知らせはR4. 1. 4時点の状況に基づくものです。今後の感染拡大状況等によっては上記以外にも何らかの対応をお願いしたり、試験日程・会場等を変更することがあります。

その際はホームページでお知らせしますので、必ず以下のページをご確認の上受験してください。

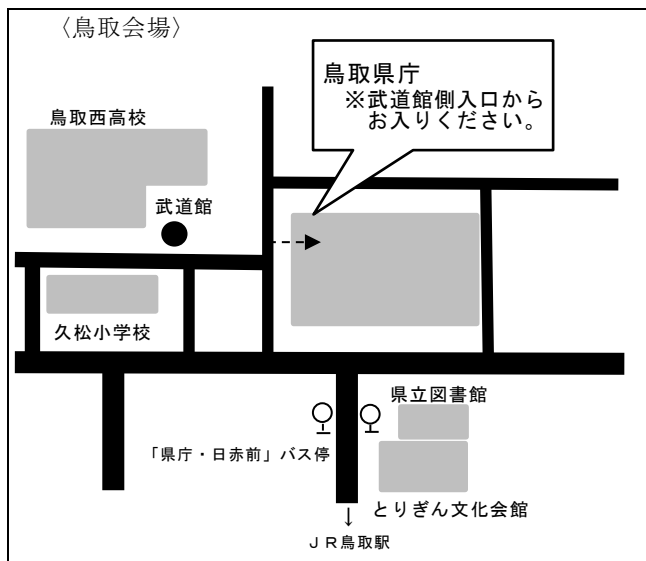


鳥取県人事委員会

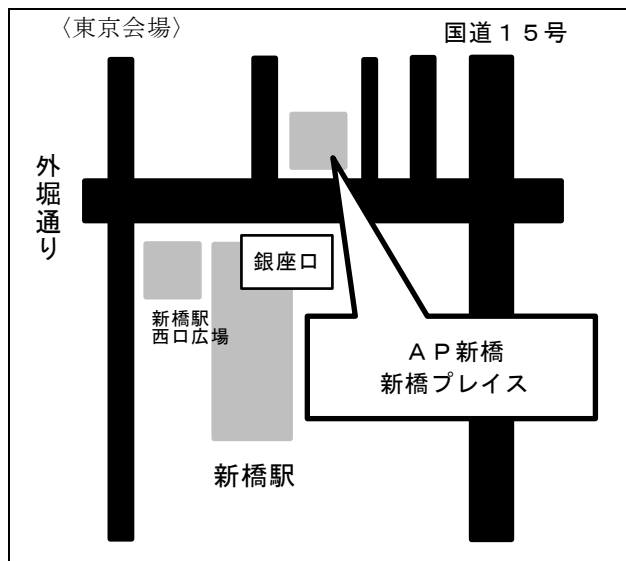


鳥取県新型コロナウイルス感染症特設サイト

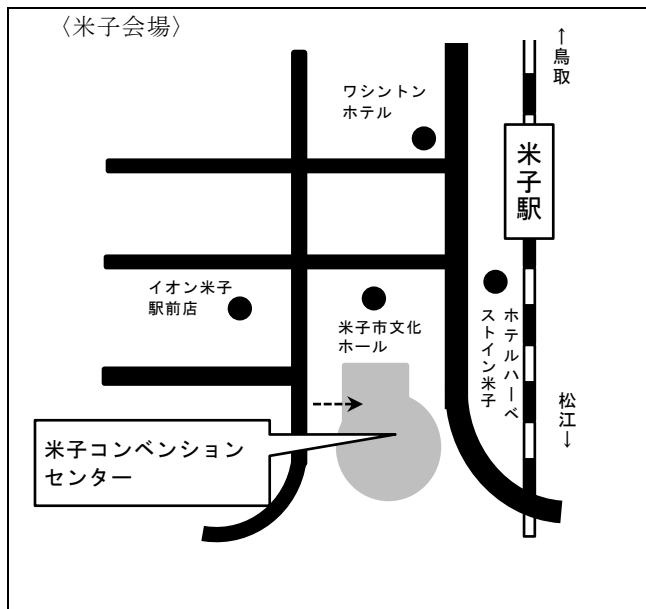
試験会場案内図



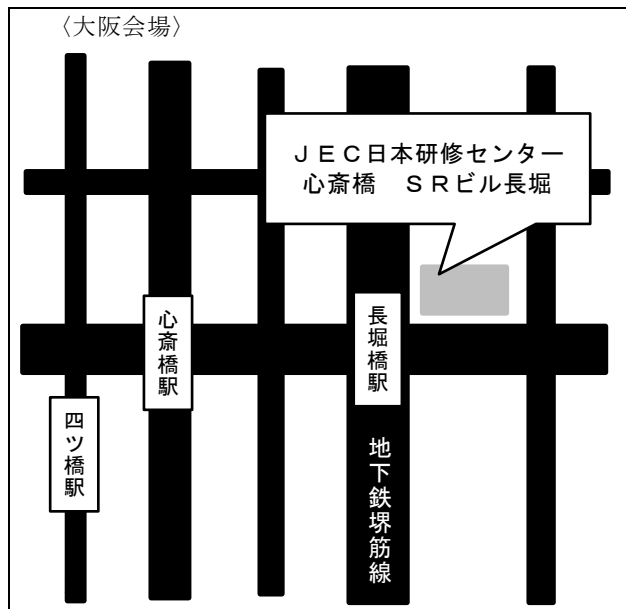
J R 鳥取駅より徒歩約 25 分
バス「県庁日赤前」下車徒歩 5 分



J R 「新橋駅」銀座口より徒歩約 1 分
東京メトロ銀座線「新橋駅」5 番出口すぐ
都営浅草線「新橋駅」5 番出口すぐ
都営三田線「内幸町駅」A 2 出口より徒歩約 4 分



J R 米子駅より徒歩約 5 分



地下鉄大阪メトロ「長堀橋駅」1 番出口直上

★バスネット

県内の公共交通機関の経路や時刻表が検索できます。

